

(説 明 用 資 料)

この資料は、資料2「令和3年度第1回八潮市外部評価委員会事務事業評価・年次事業評価シート」にもとづく各事業の説明であり、各担当課より提出された原稿を原文のままとりまとめたものです。

地域支援事業 長寿介護課

【事業について】

本事業は、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、心身の状態の改善のみでなく生活機能全体の向上を図ることにより、高齢者がいきいきと暮らせる地域作り、まちづくりを支援することを事業目的に、介護保険法第115条の45の各項・号に基づき、以下の事業を実施しています。

○介護予防・日常生活支援総合事業

事業名	内容	財源
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等を対象とした訪問や通所によるサービス等	国 25%(うち5%は調整交付金) 県 12.5%
一般介護予防事業	介護予防教室やフレイルチェック事業、住民主体の通いの場の支援等	市 12.5% 保険料 23% 支払基金 27%

○包括的支援事業

事業名	内容	財源
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営等	国 38.5%
在宅医療・介護連携推進事業	地域の在宅医療・介護連携相談窓口の設置、医療・介護関係者向け研修会、市民向け講演会の実施等	県 19.25% 市 19.25% 保険料 23%
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置	
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置、オレンジカフェの実施	
地域ケア会議推進事業	地域ケア推進会議、自立支援型地域ケア会議、地域ケア個別会議、専門職種別連絡会議の実施	

○任意事業

事業名	内容	財源
任意事業	家族介護教室、福祉用具・住宅改修支援事業、認知症サポーター養成事業の実施	国 38.5% 県 19.25%
介護相談員派遣事業等	介護保険サービス事業者に介護サービス相談員を派遣	市 19.25% 保険料 23%

【活動指標と成果指標】

地域支援事業では活動指標を体操教室参加者数と認知症サポーター数とし、第7期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において設定しています。体操教室参加者数については、特に要介護状態のリスクの高くなる、70歳から79歳の方に多く参加していただけるよう取り組むこととしていることから設定したものです。

また、認知症サポーター数については、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれており、認知症や、脳卒中の後遺症等による高次脳機能障害の方を支援するためには、認知症等に関する正しい知識と理解が必要なことから、小中学校や市民、民間企業向けに行う「認知症サポーター養成講座」を実施し、幅広い年齢層に対する学習機会の提供や情報媒体を活用した広報活動の充実に努めることとしていることから設定したものです。

第7期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の該当部分の抜粋を、参考資料として添付いたしますのでご確認ください。なお、成果指標の設定はしておりません。

【事業の評価】

①必要性の評価

当該事務事業の市が関与する必要性については、法律、政令、省令、通達などにより、市に実施が義務付けられていることから「非常に高い」としています。

②目標達成度の評価

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、予定どおりに体操教室が開催できず活動指標の参加者数の目標を達成することができませんでしたが、フレイルチェック事業の本格的実施に向けて、フレイルサポーター養成講座を開催し、12人のサポーターと県内初となる「フレイルチェック測定会」を実施するなど、介護予防の取組みと要介護等認定者軽減につながる事業を実施し、一定の成果を挙げることができたため、「業務改善方針等の指標に現れない目標を達成した」としています。

③実施内容・方法の評価

当該事務事業の実施内容・方法の評価については、高齢者実態調査の結果や、既存の事業の課題等を、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において3年ごとに検討し、見直して実施していることから、見直しの「余地がある」としました。

④公平性の評価

当該事務事業の公平性の評価については、事業の対象者が原則高齢者であることから、「やや偏りがある」としました。

また、使用料・手数料等の受益者負担はないことから、見直しの余地については「非該当」としました。

【総合評価】

総合評価については、フレイルチェック事業を順調に開始することができたこと、また、在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を関係機関と協力の上、継続実施していることから「概ね順調」としました。

第7期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【抜粋】

P. 100

(2) 一般介護予防事業

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、65歳以上の方を中心に、加齢による身体機能の低下の予防を目指し、事業を実施します。

① 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報や地域包括支援センターとの連携により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動につなげます。

② 介護予防普及啓発事業 **拡充**

介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するために、パンフレットの作成・配布や、介護予防の普及啓発に関する講演会や相談会、また、介護予防の観点から効果が認められる運動および栄養指導等を行う「介護予防教室」を開催します。

介護予防のための体操教室については、参加後に要介護等認定を受けていない方の割合が9割以上であり、介護予防の効果が見られているため、体操教室の効果的な内容の実施と、特に要介護状態のリスクの高くなる、70歳から79歳の方に多く参加していただけるよう取り組みます。

さらに、加齢による、筋力、認知機能、社会とのつながりの低下がフレイル（虚弱）^{※27}を招くことになるため、「フレイル・チェック」を実施し、高齢者が自らの状態に気づけるよう促し、栄養、運動、社会参加を行うことで介護予防の強化を図ります。

〈数値目標〉

区分	実績		見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
体操教室 参加者数（人）	517	546	570	629	713	783

※体操教室参加者数：介護予防健康体操教室、シニア体操教室参加者の内、70歳から79歳の人数

^{※27} フレイルは、「虚弱」を意味する英語「frailty」を語源として作られた言葉です。

心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態を言います。

(1) 認知症等に関する啓発

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれていることから、国では、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）^{※30}」を策定し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けた取組を推進しています。

その中でも、認知症や、脳卒中の後遺症等による高次脳機能障害の方を支援するためには、認知症等に関する正しい知識と理解が必要なことから、小中学校や市民、民間企業向けに行う「認知症サポーター養成講座^{※31}」を実施し、幅広い年齢層に対する学習機会の提供や情報媒体を活用した広報活動の充実に努めるとともに、認知症サポーターの活躍の場を広げられるよう、認知症サポーターステップアップ講座を開催します。

また、認知症に関する市民向けの講演会等の実施や、医療機関で行う認知症検診の実施により、認知症についての普及啓発活動を強化します。

〈数値目標〉

区分	実績		見込み			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
養成講座開催回数(回)	22	19	21	23	25	27
認知症サポーター延人数(人)	2,505	3,215	3,700	4,200	4,700	5,200
認知症検診受診者数(件)	1,187	2,054	2,400	2,600	2,800	3,000

※30 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)は、厚生労働省が関係府省庁と共同で、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供等の7つの柱に沿って推進するための計画のこと。

※31 認知症サポーター養成講座は、認知症の症状や認知症の方と接するときの心構えなどについて学び、認知症に対する正しい知識や理解を深める講座のこと。

こども医療費支給事業 子育て支援課

こども医療費支給事業は、子どもの保健の向上と福祉の増進のため、世帯の所得に関わらず、中学校修了までの子どもに係る各種健康保険適用後の一部負担金及び入院時食事療養費標準負担額に相当する額を助成する事業である。

1 活動指標・成果指標の設定理由

活動指標は、助成の利用状況を把握するとともに、引き続き助成事業を進めるうえでの参考とするため「支給件数」、「支給金額」を設定している。

成果指標は、県の補助対象となるこども全員が登録されることを目標として「就学前児童に係る登録率」としている。

2 ①必要性の評価

こども医療費の助成については、子育て支援策として、各地方自治体で対象年齢や対象となる医療費等に差違はあるものの、全国的に実施されているもので、定例的なサービスとして定着していることから市が関与する必要性が高い事業である。

なお、入院、通院両方の医療費について所得制限や自己負担額を設けず、中学校修了までの子ども全員を対象としていることや入院時食事療養費標準負担額についても全額助成の対象としていることなど一定程度のサービス水準は維持できているものの、対象年齢の拡大等、サービスの拡大や拡充を求める要望がある。

3 ②目標達成度の評価

対象となる医療費の支給を適正に行っており、平成29年4月受診分からの就学児に係る医療費について、全額助成するサービスの拡充を実施している。

4 ③実施内容・方法の評価

医療費の助成の方法について、現在、市内医療機関のみで実施している現物給付（窓口負担0）を、県内全域に拡大する見直しを予定している。

5 ④公平性の評価

児童福祉法では、児童は満18歳に満たない者をいうが、こども医療の受益者は中学校修了（15歳）までのためやや偏りがある。しかし、県からの補助金は未就学児（6歳）までと更に対象が少なくなるため、対象年齢の拡大は難しいものと考ええる。

6 総合評価

対象となる医療費の支給は適正に行っており、平成29年4月受診分からの就学児に係る医療費について、全額助成するサービスの拡充も実施している。令和4年度には、医療費の助成の方法について、現在、市内医療機関のみで実施している現物給付（窓口負担0）を、県内全域に拡大する見直しを予定しており、おおむね順調に事業を実施している。

リサイクルプラザ管理運営事業（再評価）

環境リサイクル課（リサイクルプラザ）

【事業について】

まず**事業目的**ですが、市内の一般家庭から排出されたごみ（資源ごみ、燃えないごみ、粗大ごみ等）の処理を行います。

次に**事業概要**ですが、

リサイクルプラザに搬入された資源ごみ（ビン、カン類）、燃えないごみ、粗大ごみ等を適正に分別、解体処理を行い、有価物として売却をしております。また、市民の方から予約された粗大ごみを戸別収集しております。さらには、資源化できなかったごみ（不燃残渣）はリサイクルプラザ南側にある一般廃棄物最終処分場に埋め立てしています。この一般廃棄物最終処分場を管理しています。

次に**事業費**ですが、

令和元年の決算額、令和2年度の予算額、決算額、令和3年度の予算額を計上してあります。

次に**事業の実施状況（見込み）**ですが、

令和元年度、令和2年度は、処理を行った実績量等を記載してあります。令和3年度は見込みを記載してあります。

次に**活動指標・成果指標**についてですが、

活動指標に記載した実績は、リサイクルプラザに搬入されたごみの量を表しており、令和元年度は、2,462,900kg、令和2年度は、2,636,000kgでした。

成果指標は、搬入したごみを資源化した率を表しており、第2次八潮市環境基本計画では、計画期間である令和7年度までの目標値を85.0%と設定しております。

本市は、他市よりもごみの分別化を行っていますので、今現在、資源化の向上については難しいと考えますが、今後、プラスチック資源循環促進法の成立により、プラスチック製品の再資源化を行うことになっていきますので、資源化率の向上は図れるものと思われれます。

次に**事業の評価（①必要性の評価）**ですが、

当該事務事業について市が関与する必要性については、「非常に高い」と判断します。

判断理由は、毎日発生するごみの処理を止めることはできず、また、ごみを処理しない場合等は、すぐに市はごみで溢れてしまいます。また、リチウムイオン電池を使用する製品が増加しており、火災防止のためのごみの分別方法、処理方法等も解決すべき課題と考えております。

また、前回のご意見も考慮させていただきまして、判断理由に「事業を止めた場合、市民の生命、財産等に大きな影響を与える恐れがある」を追加しました。

次に**事業の評価（②目標達成度の評価）**ですが、

資源化率としては、目標には達成しなかったものの、ごみの資源化を行うということ、また、大きな事故や機械の故障等もなく安全、安定した処理を行うことができましたことから、「概ね達成できた」と判断しました。

次に**事業の評価（③実施内容・方法の評価）**ですが、

成果向上やコスト削減のための見直しの余地については「余地がある」と判断しました。

判断理由としましては、「業務の進め方や手続き（業務プロセス）を簡略化・簡素化することが考えられる」ことです。具体的には、ごみの処理方法等は、国や近隣市。事業者が多種多様ありますので、今より簡略化・簡素化できることがあれば実施していきたいと思っております。

次に**事業の評価（④公平性の評価）**ですが、

受益者が一部に偏っているかについては「やや偏りがある」と判断しました。

受益者負担の見直しの余地については「余地がある」と考えています。

判断理由としては「使用料・手数料等の料金設定を市で行うことができる」ことです。

具体的には、ごみ処理手数料につきましては、手数料条例で定めており、平成 29 年に料金の見直しを行いました。前回のご意見にもございましたが、今後、ごみを処理する手間が多いごみの手数料などにつきましては、近隣市の状況を踏まえて料金改定について、検討を行う余地があるからと考えております。

次に**計画期間を通じた課題と対応策**ですが、

評価時点で認識している問題・課題につきましては「ある程度課題がある」と判断しました。具体的には、新型コロナウイルス防止の影響を受けて、在宅勤務等で一般家庭系ごみが多くなっていることです。また粗大ごみの申込み件数も多くなっており、予約が取りづらくなっております。さらには、不法投棄も多くなっています。

考えられる対応策としては、戸別収集の予約時間を整理して、空いている時間帯をご案内したり、また、不法投棄については、パトロール回数を増やし、抑制を図ります。

次に総合評価（最終目標に対する進捗状況）ですが、総合評価としましては、「概ね順調」と判断しました。

判断理由としては、資源ごみでありますペットボトルにつきまして、市場価格が不安定で、本市のペットボトルの出し方により、逆有償で処理した経緯がありましたが、課題となっておりましたペットボトルの出し方の変更により、有価物として取引を行うことができました。また、老朽化したごみ処理の機械も大きな故障がなく処理できました。

次に今後の方向性（計画期間を通じた方向）ですが、方向性は、「見直して継続」、「重点化」（拡充）と判断しました。

経営資源の事業費は「増加」、労働量「増加」としました。

また、前回のご意見として、「現在の事業内容を維持しつつ、重点化について検討してほしい」とのことでしたが、ごみにつきましては、量、質、種類等、多様化しておりますので、現状の事業内容も維持しつつ、引き続き重点化について検討します。

今後の実施方針は、八潮市の人口が増加しており、ごみもまた、必ず増加しますので、リサイクルプラザに搬入される量の増減及び内容物の変化に対応しながら、ごみの減量化、再使用化、再利用化を図るため、処理方法を検討しながら安心・安定した処理を行うよう努めてまいります。

障がい者福祉施設やまびこ 障がい福祉課

指定管理者（障がい者福祉施設やまびこ）の業務に係る事業の評価

はじめに「施設の概要」ですが、施設名「八潮市障がい者福祉施設やまびこ」、所在地は八潮市大字鶴ヶ曾根403番地1です。

「指定管理者」は社会福祉法人八潮市社会福祉協議会で、「指定期間」は平成31年4月1日から令和6年3月31日の5年間、今回の「評価期間」は令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

「指定管理者が行う主な業務の内容」は、

- (1) 障がい者福祉施設の利用の承認に関する業務
- (2) 八潮市障がい者福祉施設設置及び管理条例第3条各号に掲げる「生活介護」を行う事業、「就労継続支援」を行う事業及び障がい者福祉施設の設置の目的を達成するために必要な事業
- (3) 障がい者福祉施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 です。

次に、「管理経費の収支状況」ですが、

平成31年度は、	収入	59,721,581円
	支出	53,801,246円
	収支が	5,920,335円
令和2年度は、	収入	59,034,628円
	支出	53,013,062円
	収支	6,021,566円

平成31年度と令和2年度の比較では

収入	△686,953円
支出	△788,184円
収支	101,231円 となっております。

次に、「施設の利用状況」ですが、障がい者福祉施設やまびこは、障害者総合支援法に基づく、生活介護事業と就労継続支援B型事業を実施している施設です。このため、施設の利用状況につきましては、生活介護と就労継続支援B型とをそれぞれサービスごとに記載させていただきました。まず、開館日数ですが、平成31年度は生活介護、就労継続支援B型ともに236日、令和2年度は生活介護、就労継続支援B型ともに241日です。利用者数は、平成31年度は生活介護で2,124人、就労継続支援B型で5,187人、令和2年度は生活介護で2,109人、就労継続支援B型で5,302人でした。

参考までに各サービスの定員数ですが、生活介護は10名、就労継続支援B型は30名です。

次に「活動指標」と「成果指標」ですが、こちらは、障がい者福祉施設事業全体の指標になっております。このため、やまびこだけでなく、障がい者福祉施設わかき及び虹の家を含めた人数及び稼働率になっております。

次に、「利用者満足度調査結果」ですが、29人の方の回答があり、「非常に満足」及び「満足」が「13人」で44.8%、「どちらでもない」が「2人」で6.9%、「非常に不満」が「1人」で3.4%となりました。「利用者満足度指数」は5点満点中「4」となっており、満足度は高いものと考えております。

次に、「サービスの向上」ですが、障がい者支援に精通し、専門的知識を持った施設職員が長年継続して利用者を支援することにより、利用者、保護者との信頼関係が生まれ、個々の障がいの程度や種類に応じた適切な支援を行うことができ、サービスの向上が図れるものと考えております。

続きまして、「年次事業評価結果」についてです。はじめに①の開館時間ですが、条例に基づき休館日は土曜、日曜、休日、年末年始、開館時間は午前9時から午後4時までとなっております。なお、特別の事業により休館する場合は事前に市に相談、報告の上休館することとなっております。ちなみに令和2年度は、新年度の体制整備のため、4月1日、お盆休みとして8月13日、14日を休館としたい旨の報告がありました。

条例に基づき適切に開館しておりますので評価を「A」としております。

次に②の管理執行体制に関する事項ですが、毎年事業所が県に提出する体制届の写しを市に提出していただき、業務を執行するための適正な体制が整備されていることを確認しております。また職員研修を実施し、虐待防止などの関係法令の遵守に努めておりますことから各項目とも「A」評価としております。

次に③の個人情報の保護についてですが、八潮市社会福祉協議会においても、個人情報保護規程を制定し、その規定に沿って個人情報の取扱いをしております。具体的には個人ごとの指導台帳など個人情報を含んだファイルなどは鍵のかかる棚に保管し、個人情報を保存するUSBは、鍵付きのキーボックスに常時保管するなど、個人情報の管理につきましても適正に行われておりますことから「A」評価としております。

次に④の利用者への対応及びサービス等の向上についてですが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により例年実施している所外活動やカラオケ大会、ボウリング大会などのレクリエーション活動を事業計画に組み込んだもののすべて中止となり、利用者に対するサービスの提供はできませんでしたが、手洗い、手指消毒、換気、施設内の消毒、遮蔽版の設置、感染対策テープの設置、フェイスガードの着用など、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、引き続き利用者に寄り添った支援を継続して行っており、利用者アンケートでも多くの方から「非常に満足」「満足」の評価を得てお

ります。利用者からの施設への苦情は、施設に対しても市に対しても発生しておりません。職員育成については、職員研修のほかに毎日、事業開始前のミーティングと事業終了後の反省会を実施し、職員の資質やサービスの向上に努めておりますことから「A」評価としております。

次に⑤の利用許可業務についてですが、利用料金は、障害者総合支援法により本人及び配偶者が非課税の場合、本人負担額は0円となっており、利用者に課税の方がいないことから利用料金の徴収はしておらず、利用料金項目は評価しておりません。利用者の公正な選考につきましては、利用希望者との事前相談の後に実習を行い、サービスの内容や他の通所者・指導員との相性等を踏まえ、本人、保護者、施設の意向が合致して利用契約となっており、公平な選考となっておりことから「A」評価としております。

続きまして⑥の施設設備及び物品の維持管理についてですが、施設の維持管理や清掃等については、外部への業務委託により定期検査等を行い、良好な状態に維持しております。また、施設の改修・修繕を行う際は、事前に市に相談をしていただき、必要な修繕をおこなうこととしております。令和2年度は自動ドアのセンサーの修繕や男子トイレ扉鍵取付工事などを実施しました。また、職員や利用者に対しても健康診断を行い、安全衛生管理も適正に実施されておりますことから「A」評価としております。

次に⑦の経費の執行管理についてでございますが、八潮市社会福祉協議会の経理規程に基づき、適正な執行管理に努めております。経費の効率的な運用については、経費の多くは人件費であるため、事業費の節約では、こまめな消灯や空調の切り替えなどにより無駄なエネルギー消費を抑えることに努めております。また、事業所での執行管理のほか、法人でも監査するなど適正な経費の執行管理に努めていることから「A」評価としております。

次に⑧のその他の事項についてでございますが、外部委託している業務は、施設の維持管理のための業務で承認申請書を提出し、必要な分のみに抑えております。また、利用者の事故等に対応するため、施設所有者賠償責任保険に加入し、万一のときに補償できる体制も整えていることから「A」評価としております。

最後に「指定管理者自己評価及び業務改善に向けた分析」ですが、コロナ禍で、感染防止対策を徹底しつつ、就労継続支援事業における工賃について、令和2年度はほぼコロナの影響を受けることなく、生産活動の支援を行うとともに、さらに工賃増大の目標を抱えており、また、生活介護事業については、利用者の障がいの程度や特性、個性を理解し、寄り添った支援を心掛け実践していることから、大いに評価すべき点であると考えています。

以上のことからすべての項目を「A」評価としておりますが、利用者満足度指数が「4」でございますので総合評価は「A」としております。